

# 「平成29年度 国際植物防疫条約に関する国内連絡会」 議事概要

**開催日時**：平成29年9月19日（火）13：30～16：30

**開催場所**：農林水産省三番町共用会議所 2階 大会議室

〈主な質疑応答〉

## **1 開会**

植物防疫課横地国際室長から挨拶（司会進行：横地室長）

## **2 国際植物防疫条約（IPPC）及び国際基準策定プロセス**

【説明：植物防疫課 松尾管理官】

荻野委員：海上コンテナに関し、最近、ヒアリが問題となっているが、これによって国内における海上コンテナの検疫上の対応が進むということはあるか。

松尾管理官：ヒアリについては環境省と連携して対応しているところ。

## **3 1回目の加盟国協議に諮られている ISPM 案**

### **（1）ISPM 5「植物検疫用語集」の改正**

【説明：植物防疫課 山田係長】

特になし。

### **（2）切り花の国際移動**

【説明：植物防疫課 山田係長】

齊藤委員：パラ 62 にミスタイプあり。（英文のスペース不足、仮和訳の「及び」の位置が英文と異なる。）

山田係長：対応する。

佐々木委員：検疫措置について、蒸熱処理等の切り花に対して行うことは難しいと思われる処理も含まれているが、利用されている事例があるのか。

山本係長：蒸熱処理については我が国では事例はないと考える。挙げられている検疫措置について、本当に記載する必要があるのかどうか精査したい。

荻野委員：レイ（生花を組み合わせた首飾り）は本基準案の「加工済みの植物素材及び植物製品」に含まれるか。また、パラ 41 の”processed plant materials and articles...”は具体的にどういったものを指すのか。

山本係長：生花を使用したレイは本基準の対象となる。パラ 41 のご指摘の箇所については確認したい。

豊島委員：球根付きの切り花は本基準の対象となるか。

山本係長：球根付きの場合は栽培が可能と考えるので、切り花とはリスクの異なる栽培用植物に分類され、対象外と考える。

齊藤委員：具体的な例示を求める途上国に配慮し、リスクが高い及び低い又は無視できる病害虫グループの例について述べられている 1.2.1 及びセ

クシオンはレファレンスとして付録に移すことが適当。また、植物検疫措置について述べられているパラ 122 について、コメント案では「輸入国の植物検疫当局の要請がある、といった必要不可欠な場合にのみ」ロット毎に生産地を追跡できるように識別しておくべきとしているが、「必要不可欠な場合にのみ」の限定は厳しすぎるのでは。さまざまな産地の切り花を輸出しているオランダの意見に関心あり。「当局が認めた場合」など、現実的に対応できる文言としてはどうか。

横地室長：検討する。

堀江委員：実行性の観点からパラ 41 でクリスマスツリーを本基準の対象から除外することを提案しているが、クリスマスツリーは切り花と同様に扱って輸入している。クリスマスツリーを対象から除外した本基準が採択された場合、検疫措置が変更されることになるのか。

山本係長：本コメントの趣旨は基準の対象を明確化すること。本基準は切り花に関連するリスク分析と措置の決定に関するガイダンスを示したものであり、クリスマスツリーが本基準の対象外となった場合でも、従来どおりの措置の適用は可能。これまでと異なる措置が直ちに適用されるということではない。

天笠委員：パラ 122 に関連し、未承認の遺伝子組み換えペチュニアが出回っていた事例があり、出所が特定できていない。このような事例もあるので、ロットごとに生産地の追跡ができるようしておくべきと考える。

横地室長：いただいたそれぞれのご意見を勘案し検討する。

### **(3) 植物検疫措置としてのくん蒸の利用の要件**

【説明：植物防疫課 山本係長】

宮ノ下委員：ISPM28「規制有害動植物に対する植物検疫処理」との関連如何。

山本係長：要件の概要に記載されているとおり、本基準案の ISPM28 の各付属書で定められたくん蒸処理を行う場合に所定の殺虫効果が達成できるよう、くん蒸を実施するにあたっての手順書として利用されることを想定している。

宮ノ下委員：既に採択されている ISPM28 付属書で定められたくん蒸処理に限らず、今後採択されるものに対しても適用されるのか。

山本係長：然り。

宮ノ下委員：例えば 4.2.2 の「同時併用処理」や 4.2.2.2 の「真空下のくん蒸」等は、本基準案を一読しただけではどういった処理なのか不明。ISPM28 のどの記載に対応しているのか参照をつけるなどしないと、手順書として不便なのは。

齊藤委員：実務者からの意見として国内の実態と異なる点がある点があると認識。全体意見について、一般化するのであれば、根拠文献を示させた上で、例えば具体的な手順については例示に止める等、実態に合っていない規定案に対してどのように対応するか十分検討すべき。

大村委員：国内の現状と合っていない点がある。施設の圧力試験について述べられている 5.1.1 パラ 85 に例示されている数値（気圧 200 Pa から 100 Pa に減退するまでに 10 秒以上）は緩いと考える。我が国で運用

されている基準と齟齬があるのではないか。また、付録 1 の 3.1(4) で予備試験の対照区の死亡率を 10%未満としているが、青果物のくん蒸では青果物は日持ちしないため、対照区でも死亡率が高くなる。生存率が 90%程度あれば良いと考えるが、死亡率が 10%を超えてはならないとされた場合、試験を実施することが難しくなる。生存率を概ね 90%程度としてはどうか。

荻野委員：施設や装置の要件を重視すべきと考える。「施設内でガスを散布する」という記述があるが人体への安全面で懸念がある。

山本係長：頂いたご指摘を踏まえて検討したい。

#### **4 2 回目の加盟国協議に諮られている ISPM 案**

##### **(1) ISPM5「植物検疫用語集」の改正**

【説明：植物防疫課 辻田係員】

特になし。

##### **(2) ISPM15「国際貿易における木材こん包材の規制」付属書の改正**

【説明：植物防疫課 山本係長】

大村委員：検疫で求められる殺虫効果は、栽培管理で行われる農薬防除の場合よりもよりシビアだと考える。国際基準として規定されれば対応しなくてはならなくなるが、国内での使用について問題はないか。

山本係長：農薬取締法等の関係規則に従い問題無く使用ができるかどうか、改めて精査したい。

##### **(3) ISPM6「サーベイランス」の改正**

【説明：植物防疫課 松尾管理官】

宮ノ下委員：一般サーベイランスはリスク分析の後に行われるものか。

山本係長：一般サーベイランスでは、さまざまな情報源から広く情報収集を行うが、リスク分析は特定の病虫害について行うものであり、一般サーベイランスは通常、リスク分析の前に主に行われるものと考えている。

横地室長：病虫害のモニタリングについては、発生予察の中で、各都道府県から発生情報を集めている。また新規の病虫害が発見された場合には、通報を受けることとされている。

宮ノ下委員：プレハーベストの発生予察についてはよく聞くが、湾岸地域等でも行われているのか。

山本係長：我が国の水際である港湾地域では、我が国が侵入を警戒する病虫害を対象とした調査を実施している。

齊藤委員：本コメント案では、十分な証拠が無い限り一般サーベイランスを実施しないと読めるので、例えば「reliable source of information」といった表現などに工夫する必要があるかもしれない。

松尾管理官：趣旨を的確に反映した修正文言を検討する。

##### **(4) 植物検疫措置としての温度処理の利用の要件**

宮井委員：パラ 197 に関し、検疫処理の対象外の病虫害が検査で発見される

ことはあるのか。対象の病害虫が発見された場合、処理は失敗とみなすのでは。対象外の病害虫が発見された場合は対応しないということか。

山田係長：もともとの基準案には、対象病害虫が発見された場合と対象外の病害虫が発見された場合の両方の対応が記載されていたが、対象外の病害虫の記述のみが残り、加盟国協議に諮られているという経緯がある。加盟国の中には対象外の病害虫が発見された場合の対応を記載してほしいという声もある。

横地室長：処理の基準は、どういうターゲットに対してどういう処理をするのかを定めている。処理の成否は処理対象の病害虫の生死のみによって判断されるべきとしている。

山本係長：ミバエを対象としたかんきつの低温処理が行われた荷口から処理対象外の生きたコナカイガラムシが発見される等の事例はあるが、必ずしも国際的に斉一な対応を要するわけではないと考えられるため、国際基準としては、対象病害虫が発見された場合の対応を記載すべき。なお、対象の病害虫が発見された場合であっても、原因は処理の失敗に限らず、処理後の再汚染等の可能性もあると考える。

横地室長：コメントを精査したい。

## **5 その他情報提供（仕様書案及び ISPM 27「規制有害動植物の同定診断プロトコル」の付属書案）**

【説明：植物防疫課 山本係長】

特になし。

## **6 意見交換**

荻野委員：切り花の国際移動の基準案の対象範囲に関して、クリスマスツリーから輸入検査で検疫上問題となる害虫が発見された事例もあると認識。リスクの高い品目であるクリスマスツリーを対象から除外することは反対。

山本係長：クリスマスツリーを対象に含めた場合、想定される措置が広範になり、基準策定に時間を要することが想定されたことから、クリスマスツリーだけでなく木本植物全体を除外することが提案された経緯があると承知。

齊藤委員：切り花の国際移動、植物検疫措置としてのくん蒸の利用の要件、サーベイランス等は国内の態勢と密接な関連がある。場合によっては、将来、我が国の措置を見直す必要があると考える。態勢整備の検討もお願いしたい。

横地室長：国際基準は採択されて終わりではなく、貿易の中で利用されるものとしていく必要があると認識。しっかり検討してまいりたいと考えるので、引き続きご意見等をお願いしたい。

白川委員：切り花の国際移動の基準案が採択された場合、切り花を輸出する際の要件として求められる内容は、最速でいつ頃から対応が必要になるか。

山本係長：本基準案は最短のケースでは、来年 2 回目の加盟国協議に諮られ、再来年の春に IPPC 総会で採択されることになる。本基準案で述べられているリスク分析や検疫措置の決定については既に多くの国が対応していることもあり、本基準が採択されることで直ちに我が国からの輸出に影響が生じるとは考えにくい。

天笠委員：フッ化スルフルルは二酸化炭素をはるかに超える温室効果ガスと認識。「放出を削減する回収技術の使用によって軽減することができる」とあるがどういう回収技術があるか。

山本係長：回収技術は IPPC における議論の対象となっていないため、基準案には記述されていない。

豊島委員：農水省の事業の中で、花きの輸出促進に取り組んでいる。先日、中国で国産花きの PR を行ったところ、新潟県産の花きは福島原発事故の影響による放射性物質の関係で中国への輸入が規制されていることが判明した。こうした情報が事前に共有されておらず、農水省の対応が後手にまわっていると感じる。今後、ロシア向けの輸出にも力を入れていきたいと考えているが輸出できる保証がないということでは困る。農水省の考え如何。

横地室長：重要な問題と認識。頂いた御意見については省内の関係部署に共有をする。

堀江委員：ePhyto（電子植物検疫証明）について、現在、輸出される切り花については、市場で植物防疫官の輸出検査を受けている。検査で病害虫が発見された場合、不合格となった荷口を除いた新たな植物検疫証明書を発行してもらう必要が生じるため、その場で植物検疫証明書を受け取ることができず、植物防疫所に受け取りに出向く手間が輸出の足かせとなっている。植物検疫証明書の電子化は輸出促進に貢献すると考えるが、2020 年に向けて花きの輸出を増やすとの目標で取り組んでいるところ、今後の見通し如何。

松尾管理官：来年以降に IPPC 事務局から、各国がハブシステムに接続するための技術的な情報が示される見込み。我が国としても今後必要なシステム改修を行っていく予定。IPPC のハブシステムの運用が軌道にのるよう我が国としても対応してまいりたい。

## **7 閉会**

横地室長：今回の議論を踏まえて事務局で我が国のコメント案を調整し、委員にお諮りするので引き続き御協力願いたい。提出期限の 9 月 30 日までに我が国のコメントとして IPPC 事務局に提出する予定。

以上